オープンソースライセンス使用許諾約款

第１条（目的）

１　シンキングリード株式会社（以下、「当社」といいます。）は、ビジネスユースでのオープンソースアプリケーションの普及を目的としてF-RevoCRMオープンソース（以下、「本ソフトウエア」といいます。）を利用者に無償で提供します。利用者は、その責任において、本約款に従って本ソフトウエアを無償で使用することができます。

２　本ソフトウエアは、the vtiger Public License Version1.1（以下「VPL1.1」といいます。）を遵守して作成したソフトウエアであり、VPL1.1の適用を受けるソースコードは、すべてオープンソースとして無償で公開しています。

第２条（契約の成立と終了）

１　利用者が本ソフトウエアをインストールしたときは、本契約を締結したものとみなします。

２　本契約は、利用者が本契約に違反した場合、当然に終了します。

第３条（使用許諾）

１　当社は、本ソフトウエアにつき利用者に非独占的かつ無償で使用（複製・翻案・公衆送信・送信を含む）することを許諾します。

２　当社は、本ソフトウエアのうちVPL1.1の適用を受けるソースコードについては、利用者に非独占的かつ無償で使用（複製・翻案・公衆送信・送信を含む）することを許諾するとともに、著作権人格権を行使しません。

第４条（改変・修正）

利用者は、自己の責任で本ソフトウエアの内容を改変しあるいは修正することができます。ただし、改変・修正によって作出した二次的著作物には、F-RevoCRMという語、またはこれと類似する語句が含まれないように書き換えなければなりません。

第５条（無保証）

１　当社は、本ソフトウエアを、現状のまま提供するものとし、支障なく作動すること、動作・内容について瑕疵が存しないこと、第三者の権利を侵害していないことその他明示・黙示を問わず、何らの保証をしません。

２　当社は、本ソフトウエアの使用により生じたいかなる損害の賠償の責も負わず、利用者は、自らの責任と負担において使用するものとします。

第６条（ライセンス契約）

　利用者がF-RevoCRMのうち非公開となっている当社独自開発部分のソースコードを使用する場合は、別途当社とのライセンス契約を締結しなければなりません。

第７条（メインテナンス契約）

利用者が当社に本ソフトウエアのメインテナンスを依頼する場合には、別途当社との間でメインテナンス契約を締結しなければなりません。

第８条（準拠法及び管轄）

１　本約款の準拠法は日本法とし、それに従って解釈されるものとします。

２　本約款に関連する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第９条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は変更後の約款によります。

平成２４年　１０月　１日制定